

福岡県医発第 846 号（総）

平成 20 年 7 月 4 日

各 医 師 会 長 殿



福 岡 県 医 師 会

会長 横 倉 義 武

（公印省略）

サービス産業動向調査の実施に関する協力について

総務省統計局が、本年 7 月より新たに行うサービス産業全体の生産と雇用の動向を明らかにするための標記調査について、日本医師会より協力要請があり、第 10 回全理事会（H20. 7. 3）にて協議の結果、本会としてもこの調査に協力することにいたしました。

つきましては、貴会内での対象医療機関より問い合わせ等がございましたら、本調査にご協力いただきますよう貴職よりご高配の程よろしくお願い申し上げます。

なお、標記調査は、民間調査機関（日経リサーチ・ヤマト運輸サービス産業動向調査共同企業体）に委託して行い、同調査機関が調査票を事業所に郵送する方法、又は、調査員が事業所に訪問する方法で行われます。

小郡三井医師会より

医業経営担当理事 廣瀬真恵
会長 丸山 泉

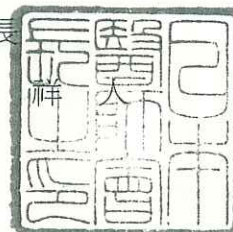
日医発第 341 号(広情 5)

平成 20 年 6 月 26 日

都道府県医師会長 殿

日本医師会長

唐 澤



サービス産業動向調査の実施に関する協力について (依頼)

総務省統計局では、サービス産業全体の生産と雇用の動向を明らかにするため、サービス産業(第3次産業)の事業や活動を行っている全国の事務所・店舗等の事業所のうち、約 39,000 事業所を対象として、本年7月から「サービス産業動向調査」を毎月実施いたします。調査の結果は、国内総生産(GDP)など国が作成する各種経済指標の精度向上のための基礎データや様々な行政施策の基礎資料として利用されます。

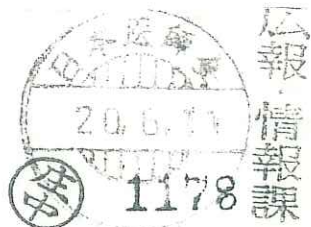
この度、本調査を実施するにあたり「別紙写」にて調査の協力方要請があり、本会は協力することと致しました。

つきましては、貴会におかれましては本調査にご協力方よろしくご高配賜りたくお願い申し上げます。

記

1. 本会宛ての調査協力依頼文書
2. 調査票等資料

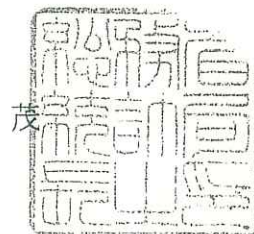




総統経第59号
平成20年6月5日

社団法人 日本医師会
会長 唐澤祥人 殿

総務省統計局長
川崎



サービス産業動向調査の実施に関する協力について（依頼）

総務省統計局が実施している各種統計調査につきましては、平素から御協力を賜りまして、厚く御礼申し上げます。

さて、当局では、本年7月から新たにサービス産業動向調査を実施します。

この調査は、統計報告調整法（昭和27年法律第148号）に基づく統計報告の徴集として、全国のサービス産業（第3次産業）を営む事業所の中から統計的手法により抽出した約3万9千の事務所・店舗等の事業所を対象に実施するもので、サービス産業の事業活動を行っている事業所の売上高や従業者数を毎月調査することにより、サービス産業全体の生産や雇用の動向を明らかにすることを目的としています。

調査の結果は、GDPの四半期別速報（QE）を始めとする各種経済指標の精度向上のための基礎データとして活用されるほか、様々な行政施策の企画・立案・評価のための基礎資料として利用されます。また、市場動向の把握を通じた経営戦略等への活用など多方面での利用が期待されています。

調査は、民間調査機関（日経リサーチ・ヤマト運輸サービス産業動向調査共同企業体）に委託して行い、同調査機関が調査票を事業所に郵送する方法、又は、調査員が事業所に訪問する方法で行います。

調査が正確かつ円滑に実施され、所期の目的を達成するためには、調査対象となる事業所の皆様の御理解と御協力を賜ることが何よりも重要となります。

つきましては、この調査の趣旨や必要性を御理解いただき、御協力を賜りますようお願い申し上げますとともに、機関誌（紙）、ホームページ等を通じまして周知していただくなど、会員の皆様の協力がいただけますよう、御配慮を併せてお願い申し上げます。

担当：総務省 統計局 経済統計課指導係
電話：03-5273-1196
FAX：03-5273-1498
Eメール：e-shidou@stat.go.jp

総務省承認期限 平成23年3月31日まで

ご協力ありがとうございました

この調査は、総務省統計局が（調査受託者名）に委託して実施しています。

◇「調査票」を記入する前に、よくお読みください。

調査票の記入のしかた

「2 事業所の月末の従業者数」について

- 「有給役員」とは、個人経営以外の場合で、役員報酬を得ている人をいいます。
- 「個人業主」とは、個人経営の事業主をいいます。個人が共同で事業を行っている場合、そのうちの1人を個人業主とし、他の人は常用雇用者とします。
- 「(1)のほかに 派遣又は下請として 他の会社など別経営の事業所からきて この事業所で働いている人」とは、労働者派遣法でいう派遣労働者のほかに、在籍出向など出向元に籍がありながらこの事業所で働いている人、下請の仕事をこの事業所にきて行っている人をいいます。

「3 事業所の月間売上高（収入額）」について

売上高（収入額）とは、この事業所においてサービス等を提供した対価として得られたもの（消費税などの間接税を含む）で、仕入高や給与などの経費を差し引く前の金額をいいます。

売上高（収入額）は、この事業所における全売上高（収入額）を記入してください。

売上高（収入額）を計上する際に、注意が必要なもの

<売上高（収入額）に含めるもの>

- 受託販売 … 販売手数料収入
- 委託販売 … 委託先で販売した実際の販売額
- 不動産代理業・仲介業 … 代理手数料収入、仲介手数料収入など
- 取次業 … 取次手数料収入（クリーニングや写真（現像・焼付・引伸）などの取次手数料）
- 自家消費・贈与 … 商品や製品などを自家用に消費したり他人に贈与した場合には、金額に換算した額
- 医療業・介護事業 … 医療保険・介護保険からの受取保険料、利用者の自己負担など
- 共済組合、年金基金などの社会保険事業団体の給付事業 … 事務手数料収入など
- 会社以外の法人及び法人でない団体 … 事業・活動によって得た収入、事業・活動を継続するための収入（運営費交付金、寄付金、献金、補助金、会費、会員の負担金など）

「会社以外の法人」とは、会社以外で法人格を持つ団体のことをいい、社団・財団法人、医療法人、特殊法人などが含まれます。

「法人でない団体」とは、法人格を持たない団体のことをいいます。

<売上高（収入額）に含めないもの>

- 預金・有価証券などから生じた事業外の利子・配当収入
- 事業外で有価証券、土地や建物などの財産（資産）を売却して得た収入
- 借入金
- 本所・本社・本店などから支給される支所・支社・支店の運営経費

売上高（収入額）の計上時点について

- 売上高（収入額）は、代金を受領した月に関係なく、サービス等を提供した月の売上高（収入額）としてください。

例）・割賦販売については、サービス等を提供した月に計上してください。

- ・学習塾などで授業料を3か月分まとめて受け取った場合、授業を実施した期間（3か月間）で均等割りして計上してください。
- ・ソフトウェア開発などの長期に渡る事業については、進行状況に応じて計上してください。

- 売上高（収入額）は、月初めから月末まで1か月間のものを記入してください。やむを得ない場合は、一定の日を定めてその日から1か月間のものを記入することは差し支えありませんが、その後の月次調査では、その期間を変更しないでください。

その他

- 企業外部へサービスの提供を行っていない事業所の場合（ニュースの取材のみを行う新聞社支局、企業内の研究のみを行う研究所、企業内の各支店などを統括する総務・労務等の事務のみを行う事業所など）は、売上高（収入額）欄には「0」千円と記入してください。
- 修理センターなどで、代金がこの事業所に直接支払われず、本社等に振り込まれている場合は、その振込代金は本社の売上高（収入額）とはせず、実際にサービスを提供した事業所の売上高（収入額）としてください。
- 事業所の月間売上高（収入額）がどうしても算出できない場合は、概算額を記入してください。

サービス産業動向調査 月次調査票

総務省統計局

- この調査票は、統計以外の目的には使用しませんから、あて先の事業所について、ありのままを記入してください。
- 記入の際は、「調査票の記入のしかた」を必ず参照してください。

《あて先》

※記載内容に変更等がありましたら、当該箇所を横線で抹消し、訂正をお願いします。

調査票の内容について 照会する場合がありますので 記入をお願いします

所属部署名

記入者氏名

電話番号

()

—

(内線 :)

記入上の注意

- 記入には必ず黒の鉛筆又はシャープペンシルを使用し、間違えた場合は消しゴムできれいに消してください。
- 数字は、下の例のように、枠内に1文字ずつ右づめで記入してください。
該当する従業員や売上高(収入額)がない場合も空欄にせず、「0」を記入してください。

<数字の記入例>

1 2 3 4 5 6 7 8 9 0

はなない

売上高(収入額)とは

この事業所においてサービス等を提供した対価として得られたもの(消費税などの間接税を含む)で、仕入高や給与などの経費を差し引く前の金額をいいます。

売上高(収入額)に計上する月は

代金を受領した月に関係なく、サービス等を提供した月の売上高(収入額)としてください。

平成 年 月分について記入してください。

1 事業所の月末の従業員数 (月末に最も近い営業日の状況を記入してください)

(1) この事業所に所属する従業員数

(派遣又は下請として 他の会社など別経営の事業所で働いている人を含みません)

① 有給役員

個人業主 無給の家族従業者

人

常用雇用者

- ・雇用期間を定めずに雇用している人
- ・1か月を超える雇用期間を定めて雇用している人
- ・当月とその前月にそれぞれ18日以上雇用している人

② 正社員・正職員などと呼ばれている人

人

③ ②以外の人

人

④ 臨時雇用者(常用雇用者以外の雇用者)

人

総数 (①～④の合計)

人

(2) (1)のほかに 派遣又は下請として 他の会社など別経営の事業所からきて この事業所で働いている人

人

2 事業所の月間売上高(収入額)

事業所の月間売上高(収入額)

億 百万 万 千円

- ・金額は 千円未満を四捨五入し 千円単位で記入してください
- ・「¥」記号は付けなくてください

前月に比べて 状況に著しい変動があった場合は その状況を具体的に記入してください
(店舗改装による休業 事業内容に大きな変更があった 増資した 合資会社から株式会社に移行したなど)

ご協力ありがとうございました

この調査票は機械にかけますので汚したり折ったり丸めたりしないでください

この調査は、総務省統計局が（調査受託者名）に委託して実施しています。

◇「調査票」を記入する前に、よくお読みください。

調査票の記入のしかた

「1 事業所の月末の従業者数」について

- 「有給役員」とは、個人経営以外の場合で、役員報酬を得ている人をいいます。
- 「個人業主」とは、個人経営の事業主をいいます。個人が共同で事業を行っている場合、そのうちの1人を個人業主とし、他の人は常用雇用者とします。
- 「(1)のほかに 派遣又は下請として 他の会社など別経営の事業所からきて この事業所で働いている人」とは、労働者派遣法でいう派遣労働者のほかに、在籍出向など出向元に籍がありながらこの事業所で働いている人、下請の仕事がこの事業所にきて行っている人をいいます。

「2 事業所の月間売上高（収入額）」について

売上高（収入額）とは、この事業所においてサービス等を提供した対価として得られたもの（消費税などの間接税を含む）で、仕入高や給与などの経費を差し引く前の金額をいいます。

売上高（収入額）は、この事業所における全売上高（収入額）を記入してください。

売上高（収入額）を計上する際に、注意が必要なもの

＜売上高（収入額）に含めるもの＞

- 受託販売 …… 販売手数料収入
- 委託販売 …… 委託先で販売した実際の販売額
- 不動産代理業・仲介業 …… 代理手数料収入、仲介手数料収入など
- 取次業 …… 取次手数料収入（クリーニングや写真（現像・焼付・引伸）などの取次手数料）
- 自家消費・贈与 …… 商品や製品などを自家用に消費したり他人に贈与した場合には、金額に換算した額
- 医療業・介護事業 …… 医療保険・介護保険からの受取保険料、利用者の自己負担など
- 共済組合、年金基金などの社会保険事業団体の給付事業 …… 事務手数料収入など
- 会社以外の法人及び法人でない団体 …… 事業・活動によって得た収入、事業・活動を継続するための収入（運営費交付金、寄付金、献金、補助金、会費、会員の負担金など）

「会社以外の法人」とは、会社以外で法人格を持つ団体のことをいいます。社団・財団法人、医療法人、特殊法人などが含まれます。
「法人でない団体」とは、法人格を持たない団体のことをいいます。

＜売上高（収入額）に含めないもの＞

- 預金・有価証券などから生じた事業外の利子・配当収入
- 事業外で所有証券、土地や建物などの財産（資産）を売却して得た収入
- 借入金
- 本所・本社・本店などから支給される支所・支社・支店の運営経費

売上高（収入額）の計上時点について

- 売上高（収入額）は、代金を受領した月に関係なく、サービス等を提供した月の売上高（収入額）としてください。
- 例）・ 割賦販売については、サービス等を提供した月に計上してください。
 - ・ 学習塾などで授業料を3か月分まとめて受け取った場合、授業を実施した期間（3か月間）で均等割りして計上してください。
 - ・ ソフトウェア開発などの長期に渡る事業については、進行状況に応じて計上してください。
- 売上高（収入額）は、月初めから月末まで1か月間のものを記入してください。やむを得ない場合は、一定の日を定めてその日から1か月間のものを記入することは差し支えありませんが、その後の月次調査では、その期間を変更しないでください。

その他

- 企業外部へサービスの提供を行っていない事業所の場合（ニュースの取材のみを行う新聞社支局、企業内の研究のみを行う研究所、企業内の各支店などを統括する総務・労務等の事務のみを行う事業所など）は、売上高（収入額）欄には「0」千円と記入してください。
- 修理センターなどで、代金がこの事業所に直接支払われず、本社等に振り込まれている場合は、その振込代金は本社の売上高（収入額）とはせず、実際にサービスを提供した事業所の売上高（収入額）としてください。
- 事業所の月間売上高（収入額）がどうしても算出できない場合は、概算額を記入してください。

サービス産業動向調査の創設について

背景

サービス産業分野の全体像を明らかにする統計が未整備

サービス統計整備の推進、月次統計の創設等に係る累次の決定等

- ・ 政府統計の構造改革に向けて（平成17年6月10日内閣府経済社会統計整備推進委員会）
- ・ 経済財政運営と構造改革に関する基本方針2005（平成17年6月21日閣議決定）
- ・ 経済成長戦略大綱（平成18年7月6日財政・経済一体改革会議了承）
- ・ 経済財政運営と構造改革に関する基本方針2006（平成18年7月7日閣議決定）
- ・ 日本経済の進路と戦略（平成19年1月25日閣議決定）

総務省統計局

社会経済情勢を把握するための基本的かつ重要な統計を中立的・専門的立場から政府横断的に作成

サービス統計研究会の開催（平成17年7月～平成20年2月）

座長：竹内 啓 東京大学名誉教授

委員：学識経験者、内閣府、経済産業省、東京都 ほか

サービス産業全体の動向を明らかにする新たな統計の整備について議論

新たに月次ベースの動向調査を創設

【サービス産業動向調査】

- 調査事項：売上高（収入額）、従業者数等
- 調査対象：毎月約 39,000 事業所
- 対象産業：情報通信業 運輸業、郵便業 不動産業、物品賃貸業
学術研究、専門・技術サービス業 宿泊業、飲食サービス業
生活関連サービス業、娯楽業 教育、学習支援業
医療、福祉 サービス業（他に分類されないもの）
- 調査方法：調査員調査、郵送調査、オンライン調査を併用
- 調査系統：民間調査機関に実査を委託
- 創設時期：平成20年7月

効果

- ・ QE（GDPの四半期別速報）を始めとする各種経済指標の精度向上
- ・ 機動的な政策の立案
- ・ 市場動向の把握を通じた経営戦略等への活用

調査にご協力をお願いします

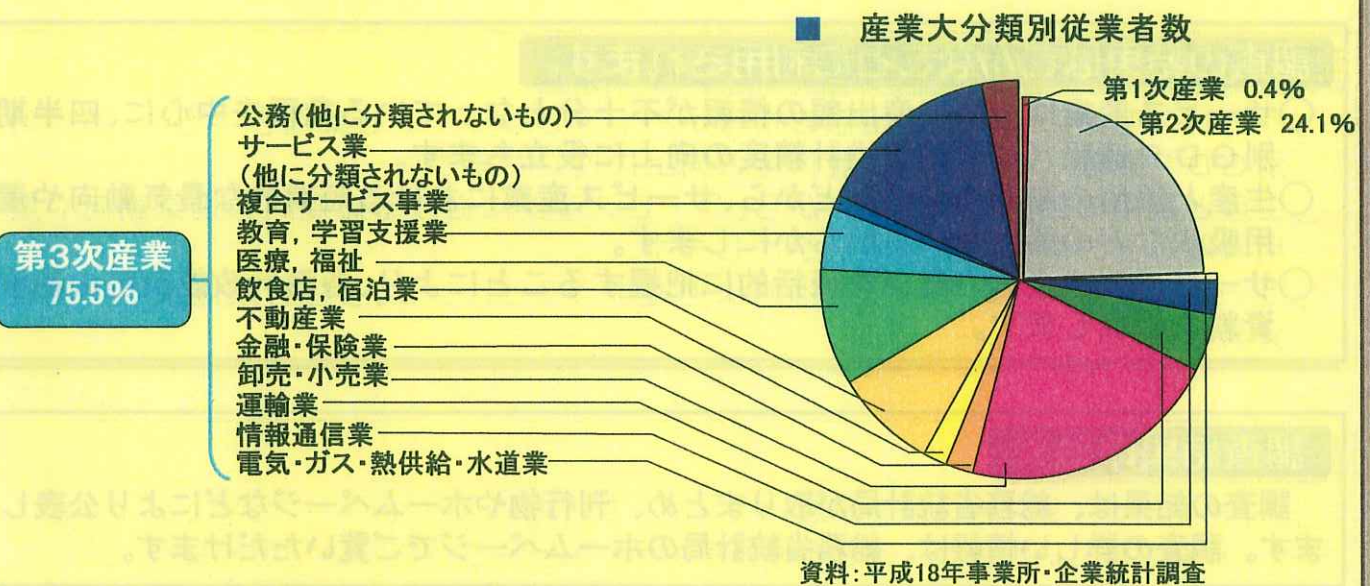
サービス産業動向調査

サービス産業動向調査とは？

我が国のサービス産業（第3次産業）は、国内総生産（GDP）、従業者数ともに、全体の約7割を占める重要な産業となっています。

サービス産業動向調査は、このように重要なサービス産業全体の毎月の動向を明らかにするために、全国のサービス産業の事業・活動を行っている事務所・店舗・施設等を対象として実施する重要な統計調査です。

この調査の結果は、四半期別GDP速報（QE）を始めとする各種経済指標の精度向上や様々な行政施策の基礎資料として役立てられます。



調査対象となる事業所とは？

調査事業所は、日本標準産業分類(平成14年3月改訂)における、「H 情報通信業」、「I 運輸業」、「L 不動産業」、「M 飲食店、宿泊業」、「N 医療、福祉」、「O 教育、学習支援業」、「Q サービス業(他に分類されないもの)」に属する事業・活動を行っている全国の事務所・店舗・施設等から統計的手法によって、約39,000事業所が選定されます。

調査の方法は？

調査は、総務省統計局が日経リサーチ・ヤマト運輸サービス産業動向調査共同企業体に委託し、**毎月**実施しています。

調査は、次のような流れで行われ、郵送・オンラインで、又は調査員がお伺いして調査票を配布・回収します。

調査員は、「**調査員証**」を必ず携帯しておりますので、ご不審の際はご確認ください。



調査した内容は厳重に保護されます。

調査票に記入された内容は、統計法により厳重に保護されています。徴税など統計以外の目的に使用されることはありません。また、調査関係者が調査内容を他に漏らすことは固く禁じられています。

調査票は、集計が完了した後は溶解処分するなど、情報の保護には万全を期しておりますので、ご安心ください。

調査の結果はこんなことに利用されます。

- サービス産業について産出額の情報が不十分となっている業種を中心に、四半期別GDP速報(QE)の推計精度の向上に役立ちます。
- 生産と雇用の動向の関係などから、サービス産業における短期的な景気動向や雇用吸収などの雇用動向を明らかにします。
- サービス産業全体の動向を概括的に把握することにより、各種行政施策等の基礎資料を提供します。

調査結果の公表

調査の結果は、総務省統計局が取りまとめ、刊行物やホームページなどにより公表します。調査の詳しい情報は、総務省統計局のホームページでご覧いただけます。

いつまで協力すればいいのか？

調査の期間は平成 年 月から平成 年 月までです。

連絡先

調査実施機関：日経リサーチ・ヤマト運輸サービス産業動向調査共同企業体

所在地：

電話番号（フリーダイヤル）：

ホームページアドレス：